

報道資料

奈良県庁 奈良県政・経済記者クラブ) 同時提供
橿原市役所 市政記者クラブ

平成22年3月11日
奈良県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の保険料率改定等について

1. 平成22年4月から後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます。

1人当たりの 保険料 〈上限：50万円〉	=	均等割額 40,800円 (現行：39,900円)	+	所得割額 基礎控除後の所得額の 7.7% (現行：7.5%)
------------------------------------	---	---	---	--

※厚生労働省によると、平成22・23年度の保険料は、医療費の自然増などにより、全国平均で約14%増加させなければ賄えないと見込まれていましたが、当広域連合では、保険料の増加をできるだけ抑える努力を行い保険料率を決定しました。

奈良県の保険料率

		平成22・23年度		参考(現行保険料率)	
		均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
均一保険料(下記以外の市町村)		40,800円	7.7%	39,900円	7.5%
不均一 保険料 ※	山添村	37,000円	7.0%	34,300円	6.5%
	曾爾村	38,000円	7.2%	35,800円	6.8%
	下北山村	37,300円	7.1%	34,800円	6.6%
	上北山村	37,300円	7.1%	34,700円	6.6%
平均保険料額		63,881円(H21比2.7%UP)		62,202円(H21年度実績)	

※制度施行前3年間の老人医療給付費実績が県平均より20%以上低く乖離していた市町村について6年間設定。

2. 保険料率の改定を周知するとともに、ご理解をいただくため、パンフレットを作成、被保険者全員の方に3月中に送付します。

パンフレットは、市町村や広域連合の窓口、県民ホール等でも配布します。

3. 3月15日、県内全域の朝刊(朝日・毎日・読売・産経)に、保険料率改定についてのチラシ折り込みを行います。

4. 被保険者の方々の健康づくり推進を図るため、食生活に関する小冊子「高齢期の食生活ガイドブック」を作成、上記2.のパンフレットに同封して送付します。

添付資料

- パンフレット「後期高齢者医療制度 みんなで納める保険料」
- チラシ「後期高齢者医療制度のお知らせ」(均一保険料地域版)
- 小冊子「高齢期の食生活ガイドブック」